

東松山市情報公開・個人情報保護審議会の役割について

1 設置目的

東松山市における情報公開制度及び個人情報保護制度について、有識者による専門的な知見や、市民の意見を反映することによって、より適正かつ円滑な運用を図ることを目的として設置するもの

2 具体的な所掌事項

- (1) 東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第17条の規定により、審議会の意見を聴くことができるとされている事項に係る諮問についての審議

- (2) 東松山市情報公開条例及び東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく市からの報告の聴取
 - ア 個人情報取扱事務の届出内容（東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第4条）
 - イ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況（情報公開条例第30条・東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第18条）

【参考1】令和4年度の審議会の開催内容

	開催日	会議内容
第1回	令和4年 8月26日	(1) 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について（報告） (2) デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備について（諮問）

第2回	令和4年 10月24日	(1) デジタル社会形成整備法第51条による改正個人情報保護法の施行に伴う条例の整備に係る諮問に対する答申について (2) 令和4年度上半期における情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について (報告)
-----	----------------	---

【参考2】東松山市個人情報の保護に関する法律施行条例第17条
(審議会への諮問)

第17条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、東松山市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年東松山市条例第3号)の規定により設置する東松山市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

【参考3】個人情報の保護に関する法律第3章第3節
第三節 地方公共団体の施策

(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(区域内の事業者等への支援)

第13条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(苦情の処理のあっせん等)

第14条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。